

「花の王国ふくしま」花いっぱいおもてなし運動事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、令和8年度ふくしまデスティネーションキャンペーン開催に向けて「花」をきっかけとした県民挙げてのおもてなしを推進するため、別表に掲げる団体（以下「補助事業者」という。）に対して、「花の王国ふくしま」花いっぱいおもてなし運動事業補助金（以下「補助金」という。）を福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で交付する。

(補助対象及び補助額)

第2条 補助金は、別表に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する際に要する経費（以下「補助対象経費」という。）について、補助事業者に対して交付するもの。

2 補助額は、別表により算定した額の範囲内で知事が定める。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書は、「花の王国ふくしま」花いっぱいおもてなし運動補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、その提出期限は、原則として、令和7年4月1日から6月30日の期間内とする。

2 補助事業者は、前項の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律の規定により仕入に係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

3 規則第4条第2項第2号のその他別に定める書類は、次のとおりとする。

ただし、規則第4条第3項により、知事は、必要がないと認めるものについては、その記載又は添付を省略させることができる。

(1) 事業計画書（第1号様式の別紙1）

(2) 事業実施に係る見積書

(3) 事業実施スケジュール

(4) 植栽予定地の図面及び現況写真

(5) その他知事が必要と認める書類

4 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

(決定の通知)

第4条 知事は、補助金の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助事業者に通知するものとする。

2 前項の決定の通知については、第2号様式によるものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第1号の別に定める軽微な変更は、次のいずれかの場合とする。

- (1) 補助対象経費の20%以内の減額又は補助金交付申請額の変更を伴わない増額をする
- (2) 事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更をすること。

(変更承認の申請等)

第6条 規則第6条第1項第1号又は第2号により知事の承認を受けようとする場合は、「花の王国ふくしま」花いっぱいおもてなし運動事業変更(中止・廃止)承認申請書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第7条 規則第8条第1項の別に定める期日は、補助事業者が補助金の交付決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 知事は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消す場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (2) 補助事業者が、その責めに帰すべき事情によらないで、補助事業を遂行することができなくなった場合

(補助事業等の遂行)

第9条 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他知事の指示及び命令に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業を行なわなければならない。補助金を他の用途に使用してはならない。

(状況報告)

第10条 知事は、規則第11号の規定により、補助金にかかる予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業の進捗状況について補助事業者に報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

2 補助事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに「花の王国ふくしま」花いっぱいおもてなし運動事業補助金完了報告書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第13条の規定による実績報告は、「花の王国ふくしま」花いっぱいおもてなし運動事業実績報告書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日(事業廃止について知事の承認を受けた場合にあつては、承認を受けた日)から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があつた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 事業実績報告書（第5号様式別紙）
 - (2) 事業実施に係る領収書又は支払いを証する書類（写）
 - (3) 植栽の様子が分かる写真
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行う当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
 - 3 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税仕入控除額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業主体については、その金額を減じた額を上回る部分の金額）を「花の王国ふくしま」花いっぱいおもてなし運動事業仕入れに係る消費税相当額報告書（第6号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。
 - 4 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

（補助金の交付請求）

第12条 補助事業者は、規則第14条の規定による補助金額確定の通知を受けたときは、速やかに「花の王国ふくしま」花いっぱいおもてなし運動事業補助金交付請求書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

（会計帳簿の整備等）

第13条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておくなければならない。

附 則

この要綱は、令和7年3月17日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。